

大規模自然災害等被災者への授業料等減免規程

（目的）

第1条 宮崎学園短期大学（以下「本学」という。）では、大規模自然災害等で被災した受験生の進学機会の確保を図ることを目的に、授業料等の減免処置を行う。

（対象者）

第2条 本学に入学しようとする者で、過去1年以内に大規模自然災害等による「災害救助法」が適用された地域において被災された方。

（減免学期・減免額）

第3条 授業料等の減免の内容は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|------|
| （1）入学検定料 | 全額免除 |
| （2）入学年度の入学金 | 全額免除 |
| （3）入学年度の前期授業料 | 半額免除 |

（申請手続）

第4条 授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書（様式第1号）に当該自治体が発行した「罹災証明書」のコピーを添付して学長に提出しなければならない。

（通知）

第5条 学長は、教授会の議を経て授業料等の減免の可否を決定し、その結果は授業料等減免可否通知書（様式第2号）により申請人に通知するものとする。

（理事長への報告）

第6条 前条の通知内容は、理事長へ報告するものとする。

（取消及び返納）

第7条 学長は、授業料等の減免を受けている学生について、次の各号の一に該当する事由があるときは、授業料等の減免を取り消すものとする。

- （1）虚偽の事実により減免を受けていたことが判明したとき。
- （2）懲戒処分を受けたとき。

2 学長は、前項の規定により授業料等の減免の措置を取り消すときは、当該減免を受けている学生に授業料等減免取消を通知するとともに納付を求める（様式第3号）。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行い、理事長の承認を得るものとする。